平成２７年（フ）第２４５号
大阪府貝塚市小瀬１丁目12番５－５号
債務者　植田　託雄
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２４６号
大阪府岸和田市紙屋町11番９号
債務者　藪野　孝文
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２５１号
大阪府和泉市鶴山台３丁目８番61－207号、前住所大阪府和泉市鶴山台２丁目10番45－303号
債務者　北山　秀子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２８１号
大阪府泉大津市助松団地１番７－202号
債務者　辻野　絹代
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２８２号
大阪府岸和田市下野町２丁目８番21号
債務者　中村　圭二
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２９１号
大阪府泉佐野市上瓦屋779番地
債務者　中野　幸子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２９８号
大阪府泉南郡熊取町山の手台１丁目９番７号、住民票上の住所大阪府岸和田市土生町８丁目22番16号
債務者　栗木　洋子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３０３号
大阪府泉南市樽井６丁目20番３－206号
債務者　中川　弘康
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３０４号
大阪府和泉市寺田町１丁目１番17－103号
債務者　山口　　恵
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３０７号
大阪府貝塚市三ツ松1438番地２、前住所大阪府泉南郡熊取町大久保南１丁目1733番地の９－309
債務者　野村　光民
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３１０号
大阪府岸和田市磯上町４丁目２番27号
債務者　太枝　恵子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４９３号
札幌市南区川沿15条２丁目10番５－301号
債務者　杉崎　里美（旧姓真下）
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７２３号
北海道石狩市親船東２条２丁目21番地
債務者　田西　勝美
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８１６号
札幌市北区新川４条13丁目１番10号
債務者　熊谷　洋子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８５３号
札幌市厚別区厚別中央３条６丁目３番８号コーポ堀川302号
債務者　相澤　一夫
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９４１号
北海道千歳市富士４丁目３番３号　光生ハイツＧ101号
債務者　山崎　貴久
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９４５号
札幌市厚別区もみじ台東１丁目１番４－407号
債務者　悦家　真悟
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部